

がんばろう大月貨物運送事業者支援金交付要綱

令和5年6月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活や経済活動に不可欠な役割を担う物流を支えている道路貨物運送事業者に対して、燃料費等の高騰における地域経済への影響を最小限に抑えるため、予算の範囲内において、がんばろう大月貨物運送事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 特定貨物自動車運送事業 法第2条第3項に定める特定貨物自動車運送事業をいう。
- (3) 貨物軽自動車運送事業 法第2条第4項に定める貨物軽自動車運送事業をいう。
- (4) 貨物自動車運送事業 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業をいう。

(支援対象事業者)

第3条 支援金の対象となる事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 申請日時点において、貨物自動車運送事業に必要な許可を得又は届出を行い、当該貨物自動車運送事業を営み、引き続き、事業継続する意思があること。
- (2) 市内に本社又は営業所を有する法人又は個人事業主であること
- (3) 代表者又は役員等が大月市暴力団排除条例（平成24年大月市条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援対象車両)

第4条 支援金の対象となる車両（以下「支援対象車両」という。）は、支援対象事業者の所有又は使用する事業用の車両であって、自動車検査証において使用の本拠の位置を市内としている車両とする。ただし、自動二輪車、小型特殊自動車及び被けん引車を除く。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、別表の区分に応じた額とする。

2 支援金の交付は1支援対象事業者につき1回とする。

(支援金の受付期間)

第6条 支援金の受付期間は、令和5年8月1日から令和5年9月29日までとする。

(支援金の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする支援対象事業者は、がんばろう大月貨物運送事業者支援金申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付して、申請するものとする。

- (1) がんばろう大月貨物運送事業者応援金車両内訳書（様式第2号）
- (2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可証の写し又は貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
- (3) 全ての支援対象車両の自動車検査証の写し（申請時において有効期間内のものであること）
- (4) 誓約書
- (5) 本人確認書類の写し（法人は商業登記簿謄本の写し、個人は身分証明書（免許証等）の写し）
- (6) 支援金の振込先が分かる通帳等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
（支援金の交付決定、請求及び交付）

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合において、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、がんばろう大月貨物運送事業者支援金交付決定通知書（様式第3号）又は、がんばろう大月貨物運送事業者支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

- 2 市長は、前条の交付決定を受けた支援対象事業者に対し、様式第1号の請求に基づいて、支援金を交付するものとする。
（支援金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、支援金の交付決定を受けた支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、支援金の交付決定者に対しがんばろう大月貨物運送事業者支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。
（支援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金が既に交付されているときは、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により、支援金の返還を命ずる場合は、がんばろう大月貨物運送事業者支援金返還通知書（様式第6号）により通知するものとする。
（実地調査）

第11条 市長は、がんばろう大月貨物運送事業者支援金交付事業に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、支援金の交付決定を受けた支援対象事業者から報告を求め、又は職員による実地調査を行うことができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
(要綱の失効)
 - 2 この要綱は、令和5年9月29日に限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた支援金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。
- 別表 (第5条関係)

車両区分	支援金の額
一般貨物自動車運送事業車両	1台当たり5万円
特定貨物自動車運送事業車両	1台当たり5万円
貨物軽自動車運送事業車両	1台当たり3万円